

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念「お店はお客様のためにある。お客様のお役に立ち、みんなで幸せになる。物も心も豊かになる」をベースに、株主をはじめとしたすべてのステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためにコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 2】(株主総会における権利行使に係る適切な環境整備)

招集通知の発送については、現状法定期日に行っております。株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、可及的速やかに決算を確定するなどして、招集通知の早期発送に努めてまいります。

発送前のウェブサイトなどでの招集通知の電子的な公表は、TDnetで実施しております。

【補充原則1 - 2 - 4】(議決権の電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳)

現在、当社の株主における海外投資家の比率はきわめて低いため、今後相当の比率に達した時点で、議決権の行使の電子行使を可能とする環境づくりや招集通知等の英訳を検討してまいります。

【原則4 - 8】(独立社外取締役の有効な活用) 【補充原則4 - 8 - 1】 【補充原則4 - 8 - 2】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たす社外取締役を1名選任しておりますが、金融商品取引所が定める独立性基準を充足する社外取締役は選任しておりません。

2名以上の独立性基準を満たす社外取締役の選任については、今後の業績回復の進捗、事業規模の拡大、経営環境の変化などに応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】(任意の仕組みの活用)

独立社外取締役の選任に併せて検討する予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】(政策保有株式に関する方針)

当社は、金融機関取引の安定的・継続的な維持、原材料調達先との良好な取引関係の維持発展などの政策的な目的により株式を保有することとしております。

その保有・処分については、保有目的が当社の経営方針との整合性や経済合理性などを総合的に検討した上で個別に判断をいたします。

また、政策保有株式の議決権行使については議案の内容が発行会社の企業価値の維持向上に資するかどうかを検討したうえ、適切に行使しております。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社が、役員や主要株主など関連当事者間取引を行う場合は、その内容に応じて取締役会で適切な手続きを実施いたします。

また、役員については年一回監査役会より関連当事者間取引の調査を受けております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

経営理念「お店はお客様のためにある。お客様のお役に立ち、みんなで幸せになる。物も心も豊かになる」をベースにお客様満足度の向上を徹底的に追求していくことにより、お客様の支持の更なる改善を目指します。

具体的には、中期的な経営戦略として下記の施策に重点的に取り組んでおります。

ア. 既存店舗の改装による集客力の改善

イ. 改善されたハード(店舗設備)を最大限に活かす店舗オペレーションの改善

ウ. 業態転換による業態の絞込みと集中

エ. 売上改善への取り組み強化

オ. 本社機能の効率化

カ. 店舗の戦略的なスクラップアンドビルド

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために下記の基本方針のもとコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

ア. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行なうとともに、株主の実質的な平等を確保する。

イ. 従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする、株主以外のさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努める。

ウ. 財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行なうとともに、法令に基づく開示以外についても、正確で利用者にとって分かりやすい情報提供に主体的に取り組む。

エ. 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえて会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、その役割・責務を

適切に果たす。
オ. 株主を含むステークホルダーとの建設的な対話に努める。

(3)取締役の報酬

取締役の報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲で、決定しております。
個々の報酬については、取締役会決議により代表取締役に一任され、代表取締役は会社業績、各取締役の担当業務の責任の重さおよび業績への貢献度により各取締役の報酬を決定しております。

(4)取締役・監査役の選任と指名

取締役・監査役の選任にあたっては、代表取締役が能力、見識、人格、職務経験などにに基づき候補者案を策定し、取締役会で協議の上最終的な候補者を選定しております。
なお、監査役候補者については取締役会付議前に監査役会の同意を得ております。

(5)取締役・監査役個々の選任理由説明

株主総会で選任いただく取締役・監査役候補の選任理由を開示しております。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲)

当社取締役会は、会社法などの法令で定められた事項、定款で定められた事項、および取締役会規定に定めた重要事項を決定しております。
取締役会で決定された経営基本方針、経営計画、年度予算などにに基づき、代表取締役は業務執行全般、他の取締役は委嘱された部門の施策の決定や業務遂行を行っております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社の独立社外取締役の独立性判断基準は、東京証券取引所の独立性基準を満たしていることであります。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、定款において取締役は8名以内と定めておりますが、現状は取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模を斟酌し外部招聘者1名、社外取締役1名を含む4名を選任しております。

【補充原則4-11-2】(兼任状況の開示)

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、他社の重要な役職を兼務している場合は兼務の状況を株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社取締役会は、知識・経験・能力の面でバランスの取れたメンバーで構成されており、また、活発な意見交換や十分な議論に基づいて重要事項等の決定を行っており、十分な実効性を有しております。今後は一層の実効性向上を図るために、より充実した分析・評価を実施してまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

取締役および監査役が、その役割・責務を適切に果たすうえで必要な知識の習得や研鑽のためのトレーニングを適宜実施しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社ではIRの窓口を、経営管理部に集約しております。経営管理部においては株主様との建設的な対話が一層促進されるように鋭意努力をしております。

また、株主総会に合わせて「近況報告会」を開催して、さまざまな取り組みを説明するとともに株主様の多種・多様な意見をお伺いしております。

(1)IR担当

当社では、IR担当部署である経営管理部の執行役員を株主との対話全般の統括を行なう担当者として指定し、株主との建設的な対話を図っています。

(2)IR体制

担当執行役員の統括の下に、総務、経理、人事、その他関連する部署が日常的に情報共有を図り、開示資料作成等の業務を遂行しております。

(3)対話の方法

株主総会後に「近況報告会」を実施し、株主と直接対話する機会を設けています。

また、株主に対しては半期に1回「事業報告書」を郵送し、情報開示の充実を図るほか決算資料をはじめとするIR関連資料を当社ウェブサイトに掲載して全てのステークホルダーに情報開示の公平性が確保できるようにしています。

(4)社内へのフィードバック

対話やウェブサイトより把握した株主の意見のうち、重要な内容については経営陣に対する意見・問題提起として取締役会、経営会議に報告し情報の共有・活用を図っています。

(5)インサイダー情報の管理

インサイダー情報は社内の情報管理規程に従い管理の徹底を図っております。株主との対話においても細心の注意を払いインサイダー情報の伝達には行ないません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 きずな	3,052,000	22.44
重里 育孝	869,900	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	656,000	4.82

アサヒビール 株式会社	500,000	3.67
株式会社 リそな銀行	442,000	3.25
株式会社 三菱東京UFJ銀行	255,000	1.87
みずほ信託銀行 株式会社	249,000	1.83
サントリー酒類 株式会社	200,000	1.47
東京海上日動火災保険 株式会社	188,000	1.38
三菱食品 株式会社	142,000	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
兵頭 賢	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
兵頭 賢		社外取締役の兵頭賢氏は、株式会社地域経済活性化支援機構執行役員マネージングディレクター並びに株式会社壁の穴代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社地域経済活性化支援機構より再生支援を受けておりますが、株式会社壁の穴との間には取引その他の関係はございません。	長年にわたり株式会社産業再生機構、株式会社企業再生支援機構、株式会社地域経済活性化支援機構といった政府系事業再生ファンドにて多くの企業再生に関与され、企業再生に関する豊富な経験と幅広い見識を有しているため、経営全般に助言をいただける。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の会計監査に立会うとともに会計監査人との定期的会合を持ち、ヒアリングの実施や会計監査の結果検証を行い、課題についての情報及び意見交換を行う等、監査の実効性を高めるよう緊密な連携を保っております。

監査役は、内部監査部門より監査計画や監査結果について報告を受けるのみならず、種々の課題について意見交換するなど連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大西 耕太郎	公認会計士													
渋谷 元宏	弁護士													
川畑 晴彦	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 耕太郎		――	公認会計士としての専門知識と幅広い経験・知識を生かした監査活動と客観的・中立的な立場から、提言や助言をいただける。
渋谷 元宏	○	――	弁護士としての専門知識と幅広い経験・知識を生かした監査活動と客観的・中立的な立場から、提言や助言をいただける。 【独立役員指定理由】 社外監査役である渋谷元宏氏は、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係において特別の関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと見做されます。

川畑 晴彦		長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、外食関連会社の経験もございます。その経験と見識に基づいた客観的な立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、業績連動型報酬制度・ストックオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については、従来から業績を反映させております。現在は業績に鑑みて支給しておりません。なお、平成18年6月28日定時株主総会の終結の時をもって、年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、業績を反映させた報酬制度に一本化いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

役員報酬の内容	
取締役の年間報酬総額	5 名 32,343 千円 (うち社外取締役 2,400 千円)
監査役の年間報酬総額	4 名 9,762 千円 (うち社外監査役 4,800 千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額の決定に関する内容は、以下の通りであります。
取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、その配分は代表取締役社長に一任します。
監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、その配分は監査役の協議で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフは配置していませんが、内部監査室員を補助人としてサポートする体制を採っております。また、取締役会の資料を事前に配布する他、経営会議にも出席する等、効果的に情報収集・伝達する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

ア. 取締役会
経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。
取締役会は、社内取締役3名及び社外取締役1名(平成29年6月23日現在)の合議制で運営され、頻繁に開催できる体制を保つことで意思決定の迅速性と相互牽制システムを高めること、衆知を結集することで経営の妥当性と効率性を高めること、また、監査役が適宜、意見表明することで健全性を確保することに努めております。更に、企業経営や日常業務については顧問弁護士に、会計上の課題については会計監査人に助言・指導

を受けられる体制を採っております。

イ. 監査役、監査役会

当社は監査役制度を採用しております。社外監査役には、独立性の高い法務的知見の豊富な弁護士と独立性の高い会計的知見の豊富な公認会計士等が就任しております。監査役全員は取締役会及び経営会議に出席し、取締役の意思決定及び業務執行の適法性・相当性について監査し必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役との定期的会合や取締役等へのヒアリングにおける意見交換等により、コーポレート・ガバナンスの維持・向上に努めております。

ウ. 経営会議

当社では業務執行における経営課題について情報を共有・協議し、経営意思決定のための協議機関として経営会議を随時開催しております。会議には全取締役・執行役員のほか、各部門の幹部・監査役が出席し、ガバナンスの実効性が高まる様努めております。

エ. コンプライアンス等の整備の状況

全役職員が法令の遵守と高い倫理観に根ざした企業活動を行うため、フレンドリー企業行動指針、社員行動規範・行動指針を制定し、当社におけるコンプライアンスの第一は「お客様の命(生活)と健康の源である食事を提供している」という使命感・倫理観が全てに優先するものである、つまり、「食の安全・安心の確保」であるとの観点から品質保証基準と衛生検査体制を確立・強化しております。

オ. 監査・監督の状況

当社では業務監査・制度監査につきましては、社長直轄の内部監査室(課題によってはPJ)が監査役と連携して全部門を対象に問題点の指摘・改善に取り組んでおります。当然、それぞれの監査結果は経営トップに報告されております。また、品質保証センターは、業務監査・リスク管理の一環としてお客様に提供する商品の安全・安心を確保するために、取引先のトレーサビリティを含む工場視察と指導、店舗の衛生管理と食材管理に努めております。

また、各監査役は監査役会において定めた監査方針と監査計画に従い、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席する他、重要書類の閲覧、各部門への往査、会計監査人監査の立会い等を通じて、主に取締役の職務執行を対象とした監査活動を行っております。

カ. 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に仰星監査法人を平成25年7月より起用しておりますが、同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約書を締結し、それに基づき監査報酬を支払ってまいります。業務を執行している公認会計士の氏名、業務監査に係る補助者の構成は下記の通りです。

・業務を執行している公認会計士の氏名

業務執行社員: 高田 篤(継続監査年数 4年)、 許 仁九(継続監査年数 2年)

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、会計士補 3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営の監視機能の客観性・中立性という面での社外取締役1名を選任しております他、各部門の責任者である取締役が他の部門についても積極的に意見を開陳しており、また社外のチェックという観点からは、専門的知識を有した独立性の高い社外監査役3名を選任することにより、法務や会計の専門知識と幅広い経験と知識に基づく監査が実施されることとなり、また、その客観的な意見を経営に反映させることで十分に監視機能を果たせる体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より一日でも早く発出するよう、努めております。
その他	株主総会終了後に近況報告会を開催し、ビジュアルを使って株主の皆様にはわかりやすく説明するよう努めております。株主様との積極的な意見交換の場として非常に有意義なものとなっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・四半期報告書、決算短信、報告書(株主レポート)を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フレンドリー企業行動指針」において、株主、顧客、従業員、社会の各ステークホルダーに対する責任と尊重を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境プロジェクトにおいて、食品リサイクル法への対応等、環境問題に取り組んでおります。
その他	株主総会終了後に、当社の営業内容を理解いただく目的で、近況報告会を実施しています。具体的には、各部門の責任者から営業の状況を報告し、活発な意見交換を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は創立以来今日に至るまで、外食産業を通じてお客様に豊かな食文化を提供することで、企業としての持続的成長をはかるべく、その経営管理体制の構築に努めてきたものであるが、今後さらに全役職員が法令遵守と高い倫理観を重視するコンプライアンス経営の徹底、そして収益拡大をはかるための事業の効率化、リスク管理の充実化をはかるとともに、金融商品取引法に定められた財務報告の信頼性を確保するため、当社の内部統制システムに関する基本方針を定めるものである。なお、当社の内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を常に検討していくものである。

2. 整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社の経営理念を全社的に普及浸透させるために、当社は企業行動指針を策定し、これを社内広報システムによって営業店の隅々まで広報する。
- イ. 当社はコンプライアンス経営の実現を図るために、社内通報制度を定めているが、さらに社内通報制度の存在を広報してその有効性を高め、法令違反行為等の存在が判明した場合にはこれに速やかに対応できるような組織運用を検討する。
- ウ. 代表取締役のもと、コンプライアンス委員会を設置することにより、行動規範はじめ、コンプライアンス経営を支える基準、組織の運用について評価改善に努めるものとし、問題が発生した場合には内部監査室、監査役などと連携を図るものとする。
- エ. 当社は財務報告の信頼性を確保するため、関連諸法令を遵守し、「財務報告に係る内部統制」の構築・運用を行う体制を整備する。
- (1) 経営理念およびコンプライアンス規程に基づき、社内の財務報告に係る内部統制を設計・運用し、原則を逸脱した行為が発見された場合には、適切に是正する。
- (2) 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持する。
- (3) 取締役会は、財務報告および財務報告に係る内部統制に関し適切に監督・監視する。
- オ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とのいかなる関係も断絶し、これを排除する仕組みを整備する。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ア. 当社は取締役・執行役員の職務執行が適正なものであり、また効率的な経営をめざして公正に意思決定がなされていることの説明責任を果たすために、以下のような体制整備に努める。
- イ. 職務執行に係る重要情報、文書については、その管理基準に基づいて作成、保存管理する。
- 当社における重要情報、文書とは
- 株主総会議事録
 - 取締役会議事録
 - 取締役が最終決裁者とされる社内稟議書
 - リスク管理報告書
 - 重要な業務執行に関する契約書
 - その他当社が管理基準により重要と判断した文書、情報等
- ウ. 取締役、監査役、会計監査人ならびに内部監査室の求めに応じて必要な情報を適時提供する。
- エ. 内部監査室は、上記管理基準に基づいて適切な文書情報管理がなされているかどうか、適宜運用に関して審査を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社は、クライシスマネジメントを含む全社的なリスク管理こそ当社の収益力を高め、かつ企業不祥事の芽を摘むことに資するものである、との理解から、以下のとおりリスク管理に関する体制を整備する。
- イ. 当社は、全社的なリスク管理を目的としたリスク管理規程を策定する。
- ウ. 各取締役・執行役員は、イ.で定めた管理規程に基づいて、担当業務領域における事業上のリスク管理の責任と権限を有するものとし、担当業務におけるリスク評価とその対応策について取締役会に報告する。
- エ. 損失が現実化したとき、または損失が現実化するおそれのあるときは、リスク管理規程に則り、必要に応じて対応すべき責任者となる取締役・執行役員のもとリスク対策本部を設置する。
- オ. 当社の置かれた経営環境、経済事情の変動、その他新たなリスクの発生のおそれ、もしくは既存のリスクの消滅などに伴い、リスク管理規程については適宜見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は執行役員制度を採用する。経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図り、以下の体制を整備する。
- イ. 効率経営・適正利益を確保するために、毎年、年度計画を策定する。
- ウ. 一定のサイクルで経営会議を開催し、随時、経営戦略、業務執行状況、課題について見直し、対策を講じる。
- エ. 職務分掌規程、職務権限規程を制定し、意思伝達の効率化、適正化をはかるものとする。

(5) 企業集団における業務の適正を確保する体制

- ア. 当社には親会社及び子会社は存在しない。よって企業集団における業務の適正を確保する体制に関する決議事項はない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ア. 当社は、監査役の監査業務の独立性、効率性を確保するために以下の体制を整備する。
- イ. 当社は内部監査室の構成員を、必要に応じて監査役補助使用人とすることができる。ただし、その必要性については監査役の判断に基づくものとする。
- ウ. 監査役は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社は、監査役がその職務を公正に行いうるような以下の体制を整備する。
- イ. 内部監査室構成員の人事異動等については、監査役会の同意を必要とする。

ウ. 監査役からその補助者としての指揮権を受けた内部監査室構成員は、その業務につき、他の取締役・執行役員の指揮権よりも優先して執行しなければならないものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する事項

ア. 当社は監査役による権限行使が適正になされるよう、また監査役の業務が効率的になされるように以下の体制を整備する。

イ. 取締役・執行役員及び使用人は監査役に主に以下の報告を行う。

(1) 取締役会で決議した事項ならびに経営会議で協議した重要事項

(2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

(3) 取締役・執行役員が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実に関する事項

(4) 内部監査の実施状況

(5) 内部通報の内容

(6) その他監査役が職務遂行上報告を求めた事項

ウ. 当社は、監査役へ報告を行った当社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は取締役会・経営会議に出席し、意見を表明することができる。

イ. 代表取締役と監査役は、必要に応じて意見交換会を開催するものとし、意思疎通をはかることにより監査業務を効果的なものとする。

ウ. 監査役は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行うほか、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士等、外部専門家を任用することができる。

エ. 当社は、監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する行動指針」を制定し、基本方針、体制の整備、対応マニュアルを以下の通り規定している。

ア. 基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれを排除するとともに、反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。すなわち(1)反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもたない。(2)不当要求は拒絶する。(3)資金提供は絶対に行わない。

イ. 体制の整備(項目のみ記載)

(1) 組織全体としての対応

(2) 外部専門機関との連携

(3) 情報の収集

(4) 社内での研修・教育

ウ. 対応マニュアル

平素の準備、有事の対応、具体的要領を記載

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、フレンドリー・コンプライアンスにおける行動規範・行動指針の中で、透明度が高く且つ倫理観に優れた企業を目指し、株主・投資家・お客様・従業員・お取引先などステークホルダーに対して有益で適時・適切な情報を積極的に提供する旨を掲げ、的確・適時な情報開示に努めております。

とりわけ、重要な会社情報は東京証券取引所の有価証券上場規程に従って公表しております。

1. 決定事実に関する情報

取締役会・経営会議において決定された事実、適時開示規則に従い開示が必要か否かを代表取締役社長・情報取扱責任者（証券取引所に届出ている取締役又は執行役員）を中心に検討し、開示が必要な場合は的確・適時に開示手続きを執っております。

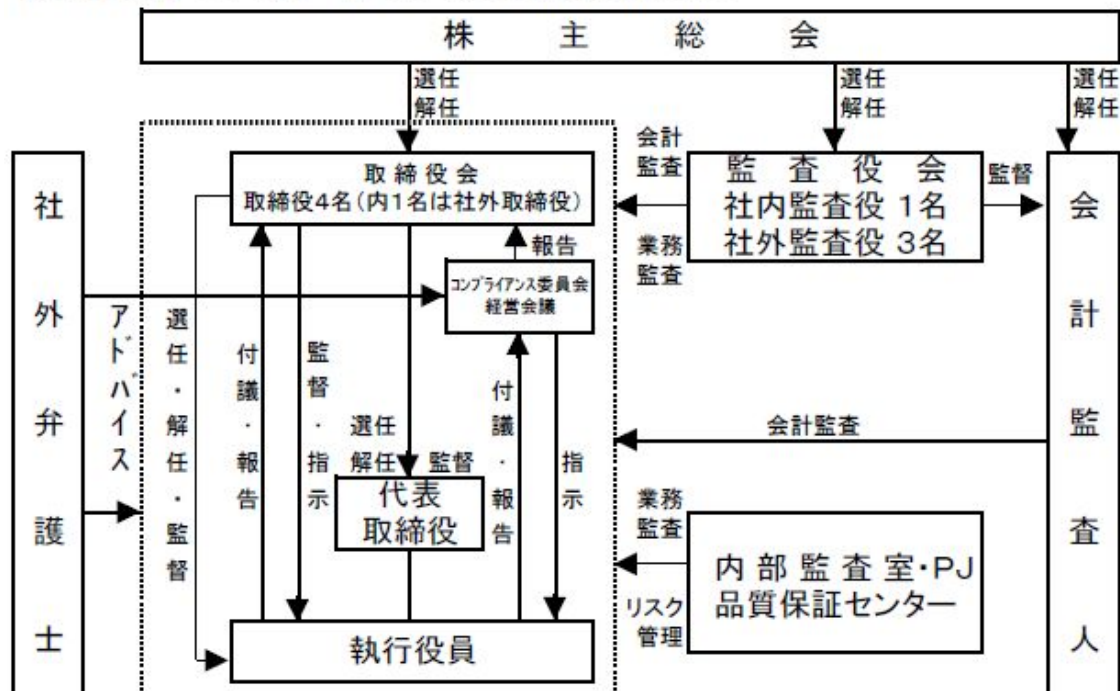
2. 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合は、所管部門の責任者（取締役、部長など）が、代表取締役社長・情報取扱責任者（同）へ即時報告するとともに、代表取締役社長・情報取扱責任者（同）または取締役会はその重要性及び適時開示の検討を行い、開示が必要な場合は速やかに開示手続きを執っております。

3. 決算に関する情報

経理財務部門において取りまとめられた決算財務数値については、監査役会、会計監査人による監査及び指導・助言を受け、取締役会において承認後、遅滞なく開示手続きを執っております。

【参考資料】コーポレート・ガバナンス体制の模式図



【参考資料】適時開示体制の概要についての模式図

